

議案第22号

債権の放棄について（福祉局及び子ども青少年局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 3の表に掲げる各債務者
- 2 債 権 の 内 容 債務者らが誤った請求により本市から受領した医療に関する費用等の返還に係る債権
- 3 放棄する債権の額 下記の表に掲げる費用等の返還に係る債権の額の合計金6,642,887円及びこれらに対する遅延損害金

	債務者名	住 所	費用等の内容	債権の額
1	西側 泰正	大阪市阿倍野区 阪南町5丁目22 番16号タイムス 西田辺801号室	老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく医療に関する費用	金344,412円
2	韓 一鏞	大阪市城東区諏 訪4丁目19番5 号	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく療養費	金1,368,412円
			老人保健法に基づく医療費	金438,436円
			大阪市老人医療費助成規則（昭和46年大阪市規則第101号）に基づく老人医療費の助成に係る費用	金920円

			大阪市ひとり親家庭医療費助成規則（昭和55年大阪市規則第80号）に基づくひとり親家庭医療費の助成に係る費用	金3,207円
3	西田 博之	大阪市都島区都島北通2丁目15番12-508号	国民健康保険法に基づく療養費	金4,030,000円
			老人保健法に基づく医療費	金457,500円

- 4 放棄の理由 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができない見込みがないため

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

債務者らが誤った請求により本市から受領した医療に関する費用等の返還に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。